

新潟県立高田高等学校令和 6 年度 2 学年東京研修事業委託プロポーザル募集要領

1 事業概要

(1) 業務名

新潟県立高田高等学校令和 6 年度 2 学年東京研修事業委託

(2) 事業の目的

本事業は、(1)の企画・準備・添乗及び必要となる事務作業を、安全かつ円滑に実施し、生徒の主体的、協働的な活動の中で思考力・判断力・表現力の育成をサポートすることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 参加人数（予定）

251 名（生徒 240 名、引率教員 11 名）

(5) 業務内容

別紙「新潟県立高田高等学校令和 6 年度 2 学年東京研修事業委託仕様書」のとおりに

(6) 見積限度額

1 人当たり 55,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと

(2) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること

(3) 旅行業法施行規則第 1 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務の登録がされていること

(4) 過去 5 年以内（平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと

(6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと

(7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

3 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

- ① 提出書類 各 1 部
 - (ア) 別紙様式 1 「参加申込書」
 - (イ) 別紙様式 2 「会社概要」
 - (ウ) 別紙様式 3 「業務実績一覧表」
- ② 申込み期限：令和 5 年 7 月 10 日（月）正午（必着）
- ③ 申込み先：問合せ先に同じ
- ④ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、7 月 12 日（水）17 時までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

4 募集要領の内容についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

- ① 期限：令和 5 年 7 月 20 日（木）正午
- ② 受付場所：問合せ先に同じ
- ③ 方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

(2) 回答

- ① 期日：令和 5 年 7 月 27 日（木）17 時まで
- ② 回答先：上記 3 により申込のあった全参加者

5 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

- ① 企画提案書 10 部
（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）
 - (ア) 基本的な考え方
 - 研修旅行に対する基本的な考え方や方針
 - (イ) 実施体制
 - 旅行会社（協力会社）及びコーディネーターの体制
 - 添乗員の実績及び体制
 - (ウ) 行程
 - 交通手段
 - 宿泊施設の概要、安全性
 - (エ) 事前・事後研修、現地研修
 - 研修の内容やねらい、効果
 - 研修の実施方法や創意工夫点、特色等

(オ) 安全管理

- 研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- 保険の内容

② 見積書 10部 (様式任意)

交通費、宿泊費、諸経費、保険料等の詳細を明記し、代表者印を押印

(2) 提出期限

- ① 期限：令和5年8月22日(火)17時(必着)
- ② 提出先：問合せ先に同じ
- ③ 方法：持参又は郵送

(3) 留意事項

- ① 参加者は1つの提案しかできないこと
- ② 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めないこと

6 ヒアリングの実施

提案者に対しては、提案内容のヒアリングを実施する場合がある。その場合は別途通知する。

7 審査要領

(1) 審査方法

別紙に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

別紙に定める審査基準に基づき、企画内容、業務遂行能力、実績、経費等を審査する。

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書により通知する。

9 日程

- | | |
|-----------------|------------|
| ・参加申込 | 7月10日正午まで |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 7月12日17時まで |
| ・質問受付 | 7月20日正午まで |
| ・質問回答 | 7月27日17時まで |
| ・企画提案書の提出 | 8月22日17時まで |
| ・審査結果通知 | 9月8日ごろ |

1 0 契約の締結

審査委員会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と委託契約の締結交渉を行う（契約書の作成等）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1 1 問合せ先

〒943-8515 新潟県上越市南城町3-5-5

新潟県立高田高等学校学校 担当：奈良あすか

電話番号：025-526-2317（1学年）

FAX：025-523-0825（高田高校事務室）

メール：nara.asuka@gs.nein.ed.jp

1 2 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案の審査を行う際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ① 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- ② 記載すべき事項の一部又は全部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ③ 期限後に提案書を提出した者
- ④ 本募集要領中1(6)の見積限度額を超えた見積額を提案した者